

オーガニックアクションパートナーズ会則

(名称)

第1条 当会は、「オーガニックアクションパートナーズ（以下、「当会」という。）」と称し、個人・団体を構成する組織であり、木更津市オーガニックシティプロジェクト推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が運営する。

(目的)

第2条 地域社会を構成する多様な主体が一体となり、木更津市を人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承しようとする取組である「オーガニックなまちづくり」を、登録した個人・団体がその実践及び情報発信等に努め、市全体に普及させていくことを目的とする。

(会員及び会員資格)

第3条 会員は、所定の入会手続きにより登録した者とする。

2 会員資格を有する者は、前条の目的に賛同する個人・団体とする。ただし、推進協議会会長が不相当と認める場合はこの限りでない。

(入会手続き)

第4条 当会に登録を希望する個人・団体は登録申請書（別記様式1）を推進協議会会長に提出するものとする。

2 推進協議会会長は、登録申請があった場合は、速やかに内容を審査し、会員登録を行い、会員に対して登録通知書（別記様式2）を送付するものとする。

(会員活動)

第5条 会員は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を展開する。

- (1) 「オーガニックなまちづくり」の実践及び情報発信
- (2) 「オーガニックシティきさらづ」の魅力発信
- (3) 市内外で実施される「オーガニックなまちづくり」に関する活動への参加及び協力
- (4) その他当会の目的達成に必要な活動

(入会金及び年会費)

第6条 当会の入会金及び年会費は、無料とする。

(登録事項の変更)

第7条 会員は、登録情報に変更が生じた場合、変更登録申請書(別記様式3)を推進協議会会長に提出するものとする。

2 推進協議会会長は、変更登録申請があった場合は、速やかに内容を審査し、会員に対して変更登録通知書(別記様式4)を送付するものとする。

(退会手続き)

第8条 退会を希望する会員は、推進協議会会長に退会申請書(別記様式5)を提出するものとする。

(登録の取消)

第9条 推進協議会会長は、会員が公序良俗に反する行為、又は会員として相応しくない行為があった場合などは、登録の取消をすることができる。

(会員情報の適切な管理)

第10条 推進協議会会長は会員情報を配布物の送付、各種通知、会員管理など本会の目的達成に必要な範囲を超えて利用しないなど、適正な管理を行っていく。

(会則の変更)

第11条 推進協議会会長は、本会則について、会員の承諾なく変更できるものとし、変更後は直ちに全ての会員に適用されるものとする。

2 本会則を変更する場合、推進協議会会長は会員に対し、文書等で通知するものとする。

附則

この会則は、平成29年6月8日から施行する。

この会則は、平成30年2月5日から施行する。

この会則は、令和2年2月17日から施行する。